



広島市女性団体連絡会議 広報紙 第53号 2022年3月

目次

- ひろしま WENET2022 年男女共同参画セミナー（寄稿）・・・1～3
- 2022 国際女性デーひろしま（報告） / 市議会傍聴（報告）・・・・・・3
- プーチン大統領への抗議文・・・・・・3
- 学校で「生命の安全教育」の実施 / ひろしま WENET からのお知らせ・・・・・・4



ひろしま WENET 2022 年男女共同参画セミナー

コロナ禍のため中止しました。
講師をお願いしていた寺本佳代弁護士に寄稿していただきました。



性暴力のない社会にするために ～性暴力の実態と刑法改正について～

弁護士 寺本佳代さん



1、法制審議会刑事法部会の開催について

平成 29 年（2017 年）6 月、刑法の一部を改正する法律が成立しました。この法律の附則第 9 条では「この法律の施行後 3 年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と刑法改正施行後 3 年見直しが規定されています。

法務省は、平成 30 年（2018 年）4 月から「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を開催したのち、同年 6 月から、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家を構成員として「性犯罪に関する刑事法検討会」を開き、令和 3 年（2021 年）5 月には、更なる検討に際しての視点や留意点が示されるなどした報告書が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、令和 3 年（2021 年）10 月 27 日、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会を開催され、以後本日（2022 年 2 月 28 日）までの間に 5 回の会議が開催されています。

審議会はこれからも開催されますが、本稿では現在の法制審議会の議論と性暴力被害者支援の現場の状況についてお伝えします。

現在、審議会で審議されている項目は以下のようなものです。

第 1 相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に

係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事
実体法の整備

- (1) いわゆる「暴行・脅迫要件」「心神喪失・抗拒不能要件」の改正
- (2) 性交同意年齢の引き上げ
- (3) 地位・関係性を利用して行われる性暴力に係る罪の新設
- (4) わいせつな挿入行為についての取扱い見直し
- (5) 配偶者間における強制性交罪成立の明確化
- (6) 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪の新設

第 2 性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備

- (1) より長期間にわたって訴追の機会を確保するための公訴時効見直し
- (2) 被害者等聴取結果の録音・録画に関する証拠能力の特則を新設

第 3 相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剥奪できるようにするための実体法及び手続法の整備

- (1) 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設
- (2) 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入

上記審議項目は、性暴力被害者の支援を続けていると必ずぶつかる課題ばかりです。

2、暴行・脅迫要件について

現状、性行為を犯罪として処罰するには、「相手が同意していないこと」に加えて、加害者が被害者に暴行や脅迫を加えるなどして、「相手の抵抗を著しく困難にした」ことが証拠によって証明されなければなりません。加害者から、激しい暴行を受けたとか、ナイフを突きつけられたという場合であれば客観的に「抵抗を著しく困難にした」ことが明らかといえるでしょうが、このようなケースは現実には稀であって、突然、性的な行為を受けたことに驚いたり恐怖を感じるあまり、パニック状態やフリーズ状態に陥って抵抗自体ができなかったというケースが多数を占めます。

「心神喪失」とは精神の障害により正常な判断力を喪失した状態、「抗拒不能」とは心神喪失以外で抵抗することが心理的・物理的に不可能であるか、極めて困難な状態を言います。典型例では、飲酒による酩酊状態や薬物による睡眠状態などです。近年、レイプドラッグによる被害が後を絶ちません。一緒に食事に行き途中で記憶がなく、気が付くとホテルのベッドのうえで被害を受けたようだが覚えていないというケースの相談がいくつもあります。

暴行脅迫要件については、性犯罪規定からこれらの要件を撤廃し、同意なき性交は犯罪とすべきであるという議論がなされています。同意なき性交は許されないという考え方には賛成ですし、要件撤廃により不同意性交は許されないという認識が社会に広がるという啓発効果が期待されます。ただし、実際に裁判所で争われる性犯罪の否認事件では、暴行脅迫要件が撤廃されたとしても、「同意の有無」が争点となる可能性が高いので、裁判における立証という観点からは、劇的に立証が容易になるわけではないと考えます。

3、性交同意年齢について

現在、性交同意年齢は13歳のままです。その理由は、13歳未満の児童は、低年齢ゆえにフリージングの状態になりやすく、年上の者に服従してしまいがちであるため、判断能力の未熟な青少年を法的に保護して、青少年の健全育成を図るという福祉目的にあるそうです。しかし、ご承知のとおり、13歳以上であっても判断能力が未熟なケースはたくさんあります。正しい性の知識を持たないまま、本人も無自覚なままに性被害に遭っています。特に、今はみんながスマートフォンを持っていて、本来であれば知り合うはずのない人と気軽につながることができる時代です。小学校高学年から18歳くらいまでの未成年者が自分の居場所を求めた結果、性被害に巻き込まれるケースが後を絶ちません。審議会では、委員の1人から「子供に対する性被害について、児童の健全育成や福祉というものを越えた児童虐待の防止という観点

から捉えるべきこと、また、人格が未熟であることから、被害者の人生に対する継続的な悪影響が深刻なものであることが徐々に明らかになっている。令和3年（2021年）6月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定されるなど、子供の性被害について、社会的非難が高まっている。せめて中学生に対する性的搾取や被害児童の性的道具化を防止するため、性犯罪として適正に処罰し、性交同意年齢を16歳まで引き上げて、中学生をターゲットにする大人の性的搾取は許されないということを明示することに、意義がある」との指摘がされています。

4、地位・関係性を利用して行われる性暴力について

上司と部下などの雇用関係、医療関係者と患者、刑務所の職員と受刑者、宗教関係者と信者、教職者と学生、スポーツのコーチや親族など、優越的地位を利用・濫用した場合について、新しく規定を設けるべきだという議論もされています。部活のコーチや習い事の先生など、地位・関係性を利用して行われる性暴力の被害者となるのも若年層が多い印象です。得てして、加害者は子どもの親からも一定の信頼を得ている立場であることが多く、被害の発覚が遅れるため被害が長期化する傾向も見受けられます。

5、配偶者間における強制性交罪について

いわゆる夫婦間レイプについて、現状、配偶者・パートナーからの性暴力を大したことでないかのように扱っている点は否定できません。WHO（世界保健機関）の調査では、パートナーから性的・身体的暴力を受けたことのある女性の鬱病発症率は2倍、パートナー以外からの性暴力を受けた女性の鬱病発症率は2.3倍と、ほぼ変わらないことが明らかになっています。それでも、配偶者・パートナーからの性行為には応じるべき、我慢すべきという社会通念があり、配偶者・パートナーから性暴力を受けた被害者も、司法機関に通報してよいと思っていない現状があります。社会全体として、配偶者・パートナーであっても、性犯罪は成立するという認識に変わっていかなければDVは減少しないでしょう。

6、公訴時効の見直しについて

公訴時効の見直しについては、過去に性的虐待を受けていた方たちが、子ども時代には性暴力と認識できず、何年もたって認識し、PTSDに悩まされるケースなどでご相談を受けることがあります。ただし、時効期間が見直されたとしても、何年も前の被害を証明するだけの証拠が残っているケースは極めて稀であり、加害者の刑事責任を追及するのはとても難しいことになりはなりません。

7、デジタル性暴力について

最後に、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に

係る罪の新設についてですが、いわゆるデジタル性暴力の被害も急激に増加しています。スマートフォンを利用して、画像や映像の撮影だけでなく、ネット上にあげることもいとも簡単に出来てしまいます。ごく普通の学生や社会人の間でも、自分やパートナーの性的な画像を撮影して保存することが一般的になっているのだと感じるほどです。たとえ配偶者やパートナーであっても、そのような画像データを自分以外の誰かに渡すことは非常に危険な行為です。なにかのきっかけで一度インターネット上にあがれば、永久に削除すること

ができなくなってしまう可能性があります。

以上のように、法制審議会性犯罪部会では、性暴力被害者支援の最前線で起きている問題を検討し、これを法規定に反映させるためにどのような視点が必要かという議論がなされています。議事録は法務局のホームページに掲載されていますので、ご興味のある方はアクセスしてみてください。

https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003011

2022年国際女性デーひろしま

日時：3月13日（日）13時～15時30分
会場：合人社ウエンディひと・まちプラザ



コロナ禍での生活支援活動報告

★シングル家庭等への食料支援

あいあいねっと（フードバンク）代表原田佳子さん

日本では、米の年間総生産量の約80%に匹敵する量の食べ物捨てられている。「仕入れすぎた」「売れ残った」「箱が少し凹んだ」…それらを点検・整理して、福祉団体や生活に困窮される方々へ直接食糧支援を行なっている。

★学生等への食料支援

学生食料支援プロジェクトあおぞら 大塚和寿さん

食料支援は困窮する学生たちの声からスタート。高すぎる学費。バイト先がコロナで休業。食料が買えない学生たち。お米や乾麺、菓子類や野菜などビラを見た学生たちが次々に取りにやってくる。

★生理の貧困への取組

新日本婦人の会県本部 大平由美子さん

経済的な理由で生理用品を買えない生理の貧困。生理用品をトイレトペーパーと同じように学校や公共トイレに置いてほ

しいと各地で要請行動を行なった。県の災害備蓄の生理用品5万2千枚が20年間置きっ放し「古くて配布できない」と廃棄処分。ジェンダーの視点がコロナ対策にも防災関連にも必要。

講演「母子家庭の実情から見える女性の貧困

～先細りする子どもの未来～ 弁護士 寺西環江さん

女性が子育てをしながら働いている実情、半数以上が非正規雇用で手取りが10万円～15万円。それに児童手当、児童扶養手当、養育費と合わせて25万円くらいで生活している。しかし養育費を継続的にもらっている人は、全体の約2割。

コロナの影響で休業。学校の休校、非正規雇用の収入はさらに減ってくる。

寺西弁護士のお話は一つ一つご自分の体験に基づくお話なので聞いていて胸が熱くなりました。コロナ禍は弱者の傷をあらわにしたことから、社会の課題が見えてきたように思いました。（参加者、85人）（副会長 山本紀子）

市議会（予算特別委員会）傍聴（2022年3月9日）



午前10時より議事堂にて市議会予算特別委員会（総務関係）を傍聴し、市議会議員4人の発言を聴きました。

その要旨は●中

山間地域の活性化事業 ●ボルゴグラード市姉妹都市連携50周年記念事業 ●DX推進とベンダーロックイン ●配偶者暴力相談支援センター・暴力被害相談センター ●「特別自治市」の創設 ●こども図書館の移転 ●パートナーシップ宣誓制度の推進 ●キャッシュレス決済の導入 ●アーバンスポーツの普及 ●国際交流ラウンジの蔵書、など多岐にわたっていました。

中でも、ロシアによる軍事侵攻に関することなど今を見据え踏み込んだ発言や、健全な子どもや若者を育成し未来に繋がるアーバンスポーツの普及や子ども図書館の移転については傍聴者も身を乗り出すようにして聞き入っていたのが印象的でした。その他のことについても興味深いものであり、日頃から私たちの身の周りで起こっていることに注視するのを感じました。報道で知ること大きな学びですが、実際に行政からの答弁を聴くことは自分で判断し、より深く考え行動する一歩にもなるように思いました。（ひろしまWENET 参加者4人）

（学習部会 西村宏子）

ロシア連邦プーチン大統領に抗議文送付

ロシア連邦大統領

ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン 様

ロシアがウクライナ侵略に踏み切り核兵器の使用を示唆した、一連の行為に対する広島、長崎両市の抗議文に賛同し、被爆地市民の女性団体として、ここに重ねて抗議します。

この行為は、「世界中の誰にも二度と同じ体験をさせてはならない」と懸命に訴えてきた被爆者の切なる思いを踏みにじるものであり、被爆地広島市の女性には強い憤りを感じています。

広島市の被爆者そして市民は、自らの経験としてその悲惨さ、非人道性を知っています。だからこそ私たちは、どのような理由であれ、核兵器を使ってはならないと訴え続けてきました。

核兵器が使用された後の生き地獄を想像してみてください。多くの人の命を奪い、何世代にもわたって健康被害をもたらす、人類の生存が危ぶまれます。

広島、長崎に続く、第三の戦争被爆地を生むことは絶対にあってはなりません。

人々の尊い命と平和な暮らしを理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、平和的解決への道を探ることを強く求めます。

2022年3月2日

広島市女性団体連絡会議
会長 貴田 月美

学校で「生命（いのち）の安全教育」が実施されます

2020年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が出され、2020年度から2022年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、各府省庁でとりくみがすすめられています。

刑事法の改正（寺本佳代弁護士寄稿文をご覧ください）のほか、ワンストップセンターの体制及び連携の強化、捜査段階での二次的被害の防止など、具体的なとりくみがすすめられています。

ここでは文部科学省のとりくみを取り上げます。

子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加し、さらに生命、身体、財産等を侵害するケースが高い重要犯罪が増えています。SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は2019年度過去最多となっています。



こういう実態のなかで、子どもたちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要で、生命（いのち）の安全教育を推進し、子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要としています。

幼児から小・中・高・大学生、一般と年齢に応じた教材が用意され、今後はモデル校において実施・改善、2023年度から全国の小・中・高の各学校で実施する予定とされています。左の図は幼児向け（幼稚園・保育園）の教材の一部です。保護者向けの資料も用意されています。

子どもが受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。教材等を参考に、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。また、家庭でも、子どもたちの多様性を認め、男女の固定的な性別役割分担意識など性差別意識をなくすよう努めることが必要になると思います。ぜひ、下記のサイトにアクセスして、「生命（いのち）の安全教育」の資料をご覧ください。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

（啓発部会 中嶋典子）

広島市女性団体連絡会議（ひろしまWENET）からのお知らせ

◆ 広島市女性団体連絡会議 2022 年度総会

日時：6月4日（土） 10:00～12:00

場所：中区地域福祉センター 5階

◆ ヒロシマ平和の灯のつどい

日時：7月31日（日） 17:30～

場所：平和記念公園等

たくさんの方々のご参加をお待ちしています。



お詫びと訂正

広報紙第52号で新役員紹介欄の監事のお名前に誤字がありました。

下記の通り訂正しお詫びいたします。

（正）松井 浩子

（誤）松井 宏子

WENET ニュース第53号 2022年3月発行

発行者 広島市女性団体連絡会議（広島市市民局人権啓発部男女共同参画課気付）

責任者 貴田 月美